

高知県職員研修等委託業務公募型プロポーザル募集要領

1 業務の概要

(1) 業務名

高知県職員研修等委託業務

(2) 業務の目的

民間の人材育成機関の持つ専門性を有効に活用した質の高い職員研修を実施し、職員の能力開発を効果的に推進する。

(3) 業務内容

高知県職員（原則、知事部局職員及び知事部局からの出向者を対象とする。）に対する研修の実施運営、企画提案及び職員研修等実施計画の作成等に関する業務

(4) 委託期間

契約締結日～令和11年2月28日（水）

令和7年度の委託業務は、以下のとおりです。

- ・契約締結日～令和8年2月28日（土）：前任の委託事業者からの引継ぎ、
令和8年度職員研修等実施計画の作成
- ・令和8年3月1日（日）～令和8年3月31日（火）：令和8年度研修の準備等

2 見積限度額

176, 119千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

なお、年度ごとの内訳は次のとおりとします。

(1) 契約締結日～令和8年3月31日の経費 2, 609千円

(2) 令和8年4月1日～令和11年2月28日の経費 173, 510千円

※(2)の各年度の経費の目安

令和8年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日の経費）62, 556千円

令和9年度（令和9年4月1日～令和10年3月31日の経費）56, 946千円

令和10年度（令和10年4月1日～令和11年2月28日の経費）54, 008千円

※消費税額及び地方消費税額は、消費税率7. 8%、地方消費税率2. 2%で計上しています。

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手方となる候補者及び次点者を選考するために「高知県職員研修等委託業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書及び企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審

査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）及び次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者及び県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が調ったときには、随意契約の手続に進みます。３０日以内（予定）に交渉が調わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うことになります。

※審査委員会でのプレゼンテーションは、高知県職員研修等委託業務の受託後に研修を運営し、研修内容を立会評価するコーディネーター（予定者）が行ってください。プレゼンテーションの時間は１事業者につき３０分以内とし、プレゼンテーションの終了後、審査委員からの質疑を行います。なお、プレゼンテーションの順番は別途通知します。

５ 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

なお、共同企業体（複数の事業者が共同連帯して委託業務を実施する事業体）の場合は、全ての構成員が（１）から（６）までの要件を満たし、いずれかの構成員が（７）及び（８）の要件を満たすことが必要です。

- （１）高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている者又は契約締結時までに登録が予定されている者であること。
- （２）「地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）」第 167 条の 4 の規定（別紙 1）に該当しない者であること。
- （３）参加申込み時点で、「高知県物品購入等関係指名停止要領」又はその他自治体若しくは行政機関の定める指名停止要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- （４）「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成 23 年 3 月高知県訓令第 1 号）」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者（別紙 2）に該当しない者であること。
- （５）本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- （６）本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- （７）以下ア～ウのとおり人員を配置すること。なお、ア～ウは 1 人の者が兼務をすることができるものとする。
 - ・ 令和 8 年 3 月 1 日以降
 - ア 現場を統括する「現場責任者」を常駐で配置すること。
 - イ 防火管理者を常駐で配置すること。

- ・令和8年4月1日以降

ウ 研修実施中は、研修の企画や内容を立会評価できる「コーディネーター」を配置すること。なお、コーディネーターは、研修の企画や運営等に関する業務の実務経験が5年以上であること。

- (8) 過去5年間に、国、地方公共団体、公社等外郭団体又は民間企業（従業員規模50人以上）における、当該団体等に所属する職員等の人材育成に関する研修の契約・履行実績が3件以上あること。

6 応募形態による留意事項

共同企業体で応募するときは、以下の事項に留意してください。

- (1) 事業者間で共同企業体の結成に関する協定を締結していることが必要です。高知県との委託契約の締結までに、共同企業体の結成に関する協定書又はこれに準ずる書類（写し可）を1部提出してください。
- (2) 共同企業体の適切な名称を設定のうえ、代表者を選任してください。
- (3) 代表構成員及びその他構成員は、連帯してその責任を負うものとします。
- (4) 代表構成員及びその他構成員は、同時に2つ以上の共同企業体の構成員となること又は単独での応募はできません。

7 説明会

日時：令和7年8月8日（金） 午後1時30分から

場所：高知市丸ノ内2-1-19 高知県職員能力開発センター2階202研修室

参加を希望される方は、8月4日（月）午後5時までに、別紙様式1「高知県職員研修等委託業務プロポーザル説明会参加申込書」により、持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）、FAX若しくは電子メールで受け付けます。FAX又は電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。

なお、説明会の様子を収録し全ての申込み者に対して限定配信しますので、連絡担当者の連絡先を確実に記入してください（動画の視聴方法及び視聴期間等は別途お知らせします）。

また、説明会への参加の有無は、プロポーザルへの参加の要件ではありません。

※説明会の様子を収録した動画ファイルに毀損等があり、当日の様子を配信できない場合には、同等程度の説明動画を新たに撮影し配信することとしますのでご了承下さい。

8 質疑と回答

質疑は令和7年8月19日（火）午後5時までに別紙様式2「高知県職員研修等委託業務のプロポーザルに関する質疑書」により持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）、FAX若しくは電子メールで受け付けます。FAX又は電子メールによる場合は、

電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容は、令和7年8月25日（月）までに高知県総務部人事課のホームページに掲載します。

9 参加申込み及び資格要件の確認

プロポーザルに参加を希望する法人又は共同企業体は、別紙様式3「参加申込書」に資格要件の確認書類（別紙）を添えて提出してください（代表者印の押印は求めません）。

（1）参加申込書

ア 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）、FAX若しくは電子メールで受け付けます。FAX又は電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。

イ 提出部数

1部

ウ 提出期限

令和7年9月1日（月）午後5時（必着）

※提出期限を過ぎたものは受理できません。

エ 提出先

〒780-8570

高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県総務部人事課 岡田あて

TEL 088-823-9601

FAX 088-823-9251

E-mail 110901@ken.pref.kochi.lg.jp

（2）資格要件の確認

高知県総務部人事課が、申込み者から提出のあった参加申込書及び関係書類を確認します。申込み者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和7年9月8日（月）までに申込み者（共同企業体の場合は代表構成員）に電子メールにて通知します。

（3）資格要件が満たなかった者に対する理由説明

ア 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します（共同企業体の場合は代表構成員に通知）。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

イ 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

10 企画提案書の作成

「高知県職員研修等委託業務公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成してください。

(1) 提出書類

- ア (様式1) 職員研修全体に対する考え方
- イ (様式2) 委託研修のカリキュラム案
- ウ (様式3) 講師候補の実績一覧表
- エ (様式4) 任意提案 (※任意提出)
- オ (様式5) 研修評価及び効果測定についての案
- カ (様式6) 研修の実施実績
- キ (様式7) 実施体制計画
- ク (様式8) 県の推進する施策への取組状況
- ケ (様式9) 経費見積書

(2) 提出方法

持参又は郵送(簡易書留又は配達証明に限る。)

(3) 提出部数

11部(正本1部、副本10部とする。)

(4) 提出期限

令和7年9月19日(金) 午後5時(必着)

※この期限までに提出書類の全ての提出がないものは、受理することができません
のでご注意ください。

※提出書類を受理した後の追加及び修正は認めません。

(5) 提出先

〒780-8570

高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県総務部人事課 岡田あて

TEL 088-823-9601

11 企画提案書類の受理の通知

期限までに提出いただいた書類を受理したときには、提出者に対して書類が到着したことをお知らせする電子メールを送信します。

12 審査

別途定める「高知県職員研修等委託業務公募型プロポーザル審査要領」に基づき実施します。

1 3 審査結果

審査結果は、審査委員会後に、全ての参加者に文書で通知します。

なお、審査結果は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

【高知県情報公開条例】

<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>

1 4 日程

令和 7 年	7 月 3 0 日 (水)	募集開始
	8 月 8 日 (金)	説明会
	8 月 1 9 日 (火)	質疑書の受付締切り
	9 月 1 日 (月)	参加申込み及び資格確認書類提出締切り
	9 月 1 9 日 (金)	企画提案書の提出締切り
	1 0 月中旬～1 1 月中旬 (予定)	審査委員会 (プレゼンテーション)
	1 0 月下旬～1 1 月下旬 (予定)	審査結果通知

1 5 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写します（県庁内及び審査委員会での使用に限ります）。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第 6 条第 1 項第 4 号の規定（別紙 3）により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式 4 により提出してください。

なお、開示・非開示の判断は様式 4 に基づき行うものではなく、様式 4 を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

1 6 問い合わせ先

高知県総務部人事課

担当者 岡田、安岡

TEL 088-823-9601

FAX 088-823-9251

E-mail 110901@ken.pref.kochi.lg.jp

17 その他

- (1) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。
- (3) 次の各号に該当した場合、参加者は失格になる場合があります。
 - ア 提出書類に不備があった場合又は指示した事項に違反した場合
 - イ 審査委員、県職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ウ プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合

地 方 自 治 法 施 行 令 <抜粋>
(昭和二十二年五月三日政令第十六号)

制定:昭和 22 年 5 月 3 日号外政令第 16 号
最終改正:令和7年6月 1 日号外政令第 94 号

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程 <抜粋>

(平成 23 年 3 月 10 日高知県訓令第 1 号)

(定義)

第 2 条 この規程において使用する用語の意義は、高知県暴力団排除条例において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(5) **排除措置対象者** 国からの通達等において特別の定めがあるものを除き、次に掲げるものをいう。

ア 暴力団

イ 暴力団員

ウ 暴力団員等

エ アからウまでに掲げるもの以外のものであって、次のいずれかに該当するものとして知事が認めるもの

(ア) 役員等が暴力団員等に該当するもの

(イ) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を雇用し、又は雇用しているもの

(ウ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの

(エ) 役員等が、自己、その属する法人等若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用して

(オ) 役員等が、いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

(カ) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用して

(キ) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用して

(ク) (ア)から(キ)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

高知県情報公開条例 <抜粋>

制定：平成 2 年 3 月 26 日条例第 1 号

最終改正：令和 6 年 12 月 26 日条例第 60 号

(公文書の開示義務)

第 6 条 実施機関は、前条の規定に基づく開示の請求（以下「開示請求」という。）があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該公文書を開示しなければならない。ただし、第 2 号に掲げる情報（死者に関するものに限る。）にあつては、実施機関が定めるところによる場合は、この限りでない。

(4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この項において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から人の生活を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

(様式1)

高知県職員研修等委託業務プロポーザル説明会参加申込書

高知県総務部人事課長 あて

標記説明会に参加します。(会場／オンライン(録画))※いずれかに○を付けてください。

※オンラインの場合、8月12日(火)以降
の配信を予定しています。

令和7年 月 日

住 所

法 人 名

代表者職氏名

参加者名

法 人 名	職	氏 名	連絡担当者に ○を記入して ください

※連絡担当者の連絡先を下記に記入してください。

TEL	
FAX	
E-mail アドレス	

提出期限: 令和7年8月4日(月)午後5時

提出先: 〒780-8570高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県総務部人事課 岡田あて

TEL 088-823-9601

FAX 088-823-9251

E-mail 110901@ken.pref.kochi.lg.jp

(様式2)

高知県職員研修等委託業務のプロポーザルに関する質疑書

令和7年 月 日

所在地 _____

法人名 _____

担当者名 _____

電話番号 _____

FAX _____

E-mail _____

質疑内容

提出期限: 令和7年8月19日(火)午後5時

提出先: 〒780-8570高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県総務部人事課 岡田あて

TEL 088-823-9601

FAX 088-823-9251

E-mail 110901@ken.pref.kochi.lg.jp

(様式3)

参 加 申 込 書

令和7年 月 日

高知県知事 濱田 省司 あて

法人又は共同企業体の代表者

(所在地)〒

(法人名)

(代表者名)

連絡担当者

(部署名)

(職氏名)

(電話番号)

(FAX)

(E-mail)

高知県職員研修等委託業務公募型プロポーザル募集要領に基づき、高知県職員研修等委託業務に関するプロポーザルに参加を申し込みます。

また、募集要領で定められた資格要件を全て満たすことを誓約します。

※共同企業体の場合は構成法人を下記に記載してください。また、高知県との委託契約の締結までに、共同企業体の結成に関する協定書又はこれに準ずる書類(写し可)を添付してください(協定書等の作成に当たっては、「高知県建設工事共同企業体取扱要領」に定める特定建設工事共同企業体協定書の様式を参考としてください)。

	法人名	所在地	業種・営業種目
1	(代表)		
2			
3			

＜様式3 注意事項＞

- 1 代表者印の押印は不要です。
- 2 代表者名は、法人の支社又は支店の代表者名でも可とします。法人の支社又は支店の代表者に代表権があれば、代表権があることのわかる書類(社内規程の写しなど)を添付してください。代表権がなければ、代表権がある方からの委任状(様式は問いません)を添付してください。
- 3 各項目は令和7年8月1日現在で記載してください。
- 4 業種・営業種目は、主となる業務を記載してください。

＜添付資料＞

以下の資料を作成及び添付してください。

※共同企業体の場合、構成法人ごとに次の資料を作成及び添付してください。

- 1 別紙「法人概要書」
- 2 法人の登記簿謄本(全部事項証明書の履歴事項証明書で、発行3ヶ月以内のもの)
- 3 法人の納税証明書(発行3ヶ月以内のもの)
 - (1)参加申込書を提出する日の前日までに納税期限の到来した高知県税について、滞納がないことがわかる証明書
 - (2)法人の本店が高知県内にない場合は、本店の所在する都道府県の納税証明書(参加申込書を提出する日の前日までに納税期限の到来した都道府県税について、滞納がないことがわかる証明書)

※上記(1)、(2)の証明書はそれぞれ提出が必要です。

- 4 法人の消費税及び地方消費税の納税証明書(発行3ヶ月以内のもの)

納税証明書『その3(未納税額のない証明用)』、『その3の2(「申告所得税及復興特別所得税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がない証明用)』、『その3の3(「法人税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がない証明用)』のいずれか

5 直近の決算書

以下の資料又はこれに準ずる資料とする。

貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、販売管理費についての内訳書、株主資本等変動計算書及び製造原価報告書(該当がない場合は不要)

6 会社説明概要書(会社案内など)

法人概要書

法人名称					
所在地		〒			
代表者 職・氏名					
電話番号				FAX番号	
設立年月日				従業員数	人
資本金又は資本金に相当する財産		千円			
				うち専属講師数	人
支店等	支店等名				
	所在地	〒			
担当者		部署名・職・氏名 TEL FAX E-mail			
資格要件	募集要領で定められた資格要件(1)～(6)		全て満たす ・ 満たさない		
	募集要領で定められた資格要件(7)		自社が満たす ・ 他の構成員が満たす ・ 満たさない		
	募集要領で定められた資格要件(8)		自社が満たす ・ 他の構成員が満たす ・ 満たさない		
	過去5年間の国、地方公共団体、公社等外郭団体又は民間企業(従業員規模50人以上)における、当該団体等に所属する職員等の人材育成に関する研修の契約・履行実績状況				
	業務名	発注者	受託期間	業務の概要	

- ＜注意事項＞
- 1 法人の本社又は本店について記入してください。
 - 2 各項目は、令和7年8月1日現在で記載してください。
 - 3 「支店等」については、この業務を主に担当する支店等について記載してください。
 - 4 「資格要件」(1)～(6)、(7)及び(8)について、それぞれ該当する項目を○で囲んでください。

(様式4)

令和7年 月 日

高知県知事 濱田 省司 あて

所在地
法人名
代表者名

高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合に、提出書類を開示することにより、今後当社が事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害する部分及びその具体的な理由は次のとおりです。

開示すると支障が生じる 書類(書類のページ・箇所等)	支障が生じる理由・生じる支障の内容を 具体的に記入してください。